

世田谷区松原の亀井邸（昭和5年築）について

—昭和戦前の住宅に関する研究—

堀内正昭

The Kamei Residence (Built in 1930) in Matsubara, Setagaya Ward, Tokyo
—Research into Residences Built in the Pre-war Showa Period—

Masaaki Horiuchi

Abstract

The Kamei residence has survived for nearly 90 years. This paper investigates the architectural history of the residence through research and interviews with the present owner, analyzes and characterizes the house using relevant literature and previous knowledge gleaned from previous studies.

- The two-storied house was built as his villa in 1930 by Mitsumasa Kamei (1882-1946) who had been governor of Okinawa Prefecture (1924-1926). The floor space is 192.6 square meters.
- Both the main building and an attached porte-cochere have gable-and-hip roofs. The eaves of the roofs are warped upward and contribute to the majestic appearance of the building's exterior.
- This house has a western-style room beside the main entrance, a double-loaded corridor, a private entrance, 2 restrooms and a parlor and a living room at the center of the house, and a wide solarium in front of these 2 rooms. This was a common plan for middle-class housing in the early Showa Period.
- However, the style of drawn doors in the main entrance and the tatami-floored hall in this house seems rather obsolete. This suggests that the openness of the entrance and traditional courtesy of meeting the visitors sitting on tatami in the entrance hall were preferred by the residents.
- Many inspection windows for crime prevention remain in this house, some of which provide a view of blind spots outside. Locks with keys were also installed indoors to prevent intruders.
- The south side of the building has many horizontal sliding doors and windows. The rooms open onto a solarium and a terrace beyond. This perspective brings the rooms and the garden together.
- This house was bombed during the air raids, but there was little damage. After the war, it was requisitioned by the occupation army. Later, another family rented part of the villa and lived together with the Kamei family. Two restrooms and 2 stair cases made this possible. There have been only minor renovations, and the house is well-preserved.

Key words: Setagaya (世田谷), pre-war Showa Period (昭和戦前), Mitsumasa Kamei (亀井光政), semi-Western (和洋折衷), double-loaded corridor (中廊下)

はじめに

亀井家住宅（以下、亀井邸）へは、京王線ならびに京王井の頭線が乗り入れる明大前駅で下車し、井の頭線に沿うように南に歩を進めると4分ほどで到着する。敷地の形状は、北に対して南側が、そして東に対して西側がそれぞれ長い、やや変形した区画で、敷地面積は634.92 m² (192.06 坪) である¹⁾。敷地の西、南、そして東側の3面が道路に接し、出入口はこれら3面のそれぞれにある。配置図（図1）に示すように、西側に通用口、南側に駐車場を兼ねた出入口があり、正面玄関へは東側から至る。

敷地の北半分を家屋が占め、南半分を庭とする。庭には、ヒマラヤスギ、タイサンボク、山桜、枝垂れ桜などの多数の樹木が生い茂り、家屋は敷地の西と南の道路側から垣間見える程度であるが、玄関口のある東側の門柱付近に立つと、家屋の東正面が見渡せる。

亀井邸の存在を知ることになったきっかけは、一般財団法人世田谷トラストまちづくりならびに世田谷区教育委員会（文化財係）からの情報提供による。平成31（2019）年2月15日、世田谷トラストまちづくりと文化財係の方々と当家を訪問し、将来の文化財候補としての価値を判断するための調査を実施することとした。

同調査の参加者、日程ならびに調査内容は以下の通りである（肩書は調査時のもの）。

【調査参加者】

岡勤代（昭和女子大学大学院生活機構研究科環境デザイン研究専攻・2年）

石川結（昭和女子大学生活科学部環境デザイン学科・4年）

西山ひかり（同上）

安里のぞみ（同上・3年）

遠藤華（同上）

清水梨花（同上）

西田和希（同上）

前田あかね（同上・2年）

榎戸春花（同上・1年）

上岡瑞月（同上）

長崎美海（同上）

野口莉佳（同上）

CHAI YEN YET（同上）

高橋由香里（日本女子大学家政学部住居学科 学術研究員）

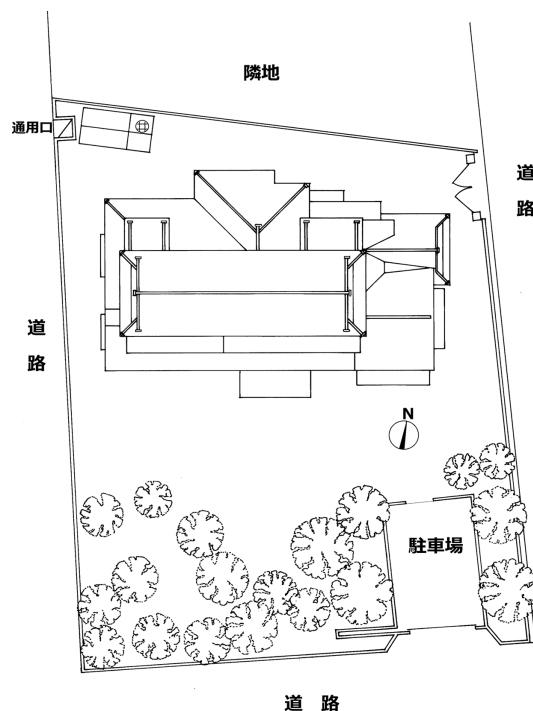


図1 亀井邸・配置図

武藤茉莉（元世田谷区教育委員会生涯学習・地域学校連携課民家園係文化財資料調査員）

金谷匡高（法政大学デザイン工学部建築学科教務助手）

【日程ならびに調査内容】

令和元（2019）年5月25日、26日、30日、6月1日、6日、8日、13日、15日、さらに8月4日～6日、9日に追加調査。調査としては、配置図、1階と2階平面図、断面図、展開図を作成するためのスケッチならびに実測、家族アルバムの閲覧（家屋の写真調査）、小屋裏ならびに痕跡調査、現所有者の亀井泰雄氏からの聞き取り、そして写真撮影を行った。

このように、亀井邸の悉皆調査を通じて現状図面を作成するとともに、本稿ではとくに、聞き取りと痕跡調査に基づいて、創建時から現在までの建物の増改築の変遷、そして文献ならびに既往の研究成果を踏まえて同邸の建築上の特徴を明らかにする。

1. 家屋概要

敷地東側の北寄りに、コンクリート製で鉄平石を張った門柱がある。この門柱の手前に立つと、上方に入母屋造り棧瓦葺き2階建ての妻壁が、下方に同じく入母屋造りの玄関部の張り出しが見える。これらの屋根の軒先の両端には軒反りを付け、さらに一部を起り屋根とする。そして、家屋の外壁は漆喰と押縁下見板で仕上げられる。これらの屋根と破風の織りなす造形により、亀井邸は威風堂々たる正面側の構えを持つ（図2）。

この玄関部の左手（南側）に切妻造りの洋館が付く。洋館の外壁はモルタル仕上げの上に白ペンキ塗りとし、さらに急傾斜の屋根を赤茶色のフランス瓦で葺く。このように亀井邸の東側正面は、和風と洋風を対比的に折衷させている。

門から玄関口までのアプローチはやや高い傾斜となり、地表をコンクリートで固める。玄関の屋根の張り出しを2本の柱が支え、玄関前のテラスは洗出し仕上げとする（図3）。



図2 亀井邸の東正面側を見る。



図3 玄関回り

洋館の外壁には大谷石が張られ（腰壁の高さ540mm）、その東側ならびに南側の窓枠にナグリの化粧（杉彩模様）が施され、ピンク系（石竹色）の塗装がなされる（図4, 5）。洋館以外の建物全体に和風（漆喰ならびに押縁下見板）の仕上げがなされ（図6）、建物南面は、1, 2階ともガラスの引違い戸を多用した開放的な造りとする（図7）。

室内については、建物の間口に対して奥行（桁行）の長さが約2倍あり、桁行方向に主要諸室は南面して配される（図8）。まず、洗出し仕上げの玄関土間に続いて3畳の玄関ホールが付き、その左側（南）に洋間（応接室）がある。玄関ホールから東西に中廊下が伸び、中廊下の南側に8畳間（座敷）と6畳間（茶の間）が並び、さらにこれら2室の南側に広縁が付く。中廊下の東西にそれぞれ階段室がある。1階の南側の西端に6畳間があり、その東側の階段室近くに3畳間を設ける。

一方、中廊下の北側には、玄関ホールの近くに便所、その西に内玄関、続いて納戸（元女中室）、台所、浴室、脱衣室兼台所、そして便所が並ぶ。

2階については、南面して6畳間と8畳間があり、その南側に縁側が付く。このうち8畳間には床の間、違い棚、付書院を設ける（図9）。2階の西側に出窓付きの6畳間があり、その南側に板間を配する。なお、東西の6畳間に納戸があり、それぞれ北側に張り出す。

前述したように、2階の屋根ならびに玄関部は入母屋造り、洋館部は切妻造りとするほか、2階北側の納戸の屋根は片流れ、1階の台所と元女中室周辺は寄棟造りの屋根を架ける。これらの屋根は洋館を除いて棧瓦葺きであるが、1階南側の下屋ならびに西側の窓上の庇、そして2階南側の瓦屋根からの張り出し部分は銅板平葺きとする。



図4 洋館の東側（左手）



図5 洋館の南側



図6 家屋の北側



図7 家屋の南側

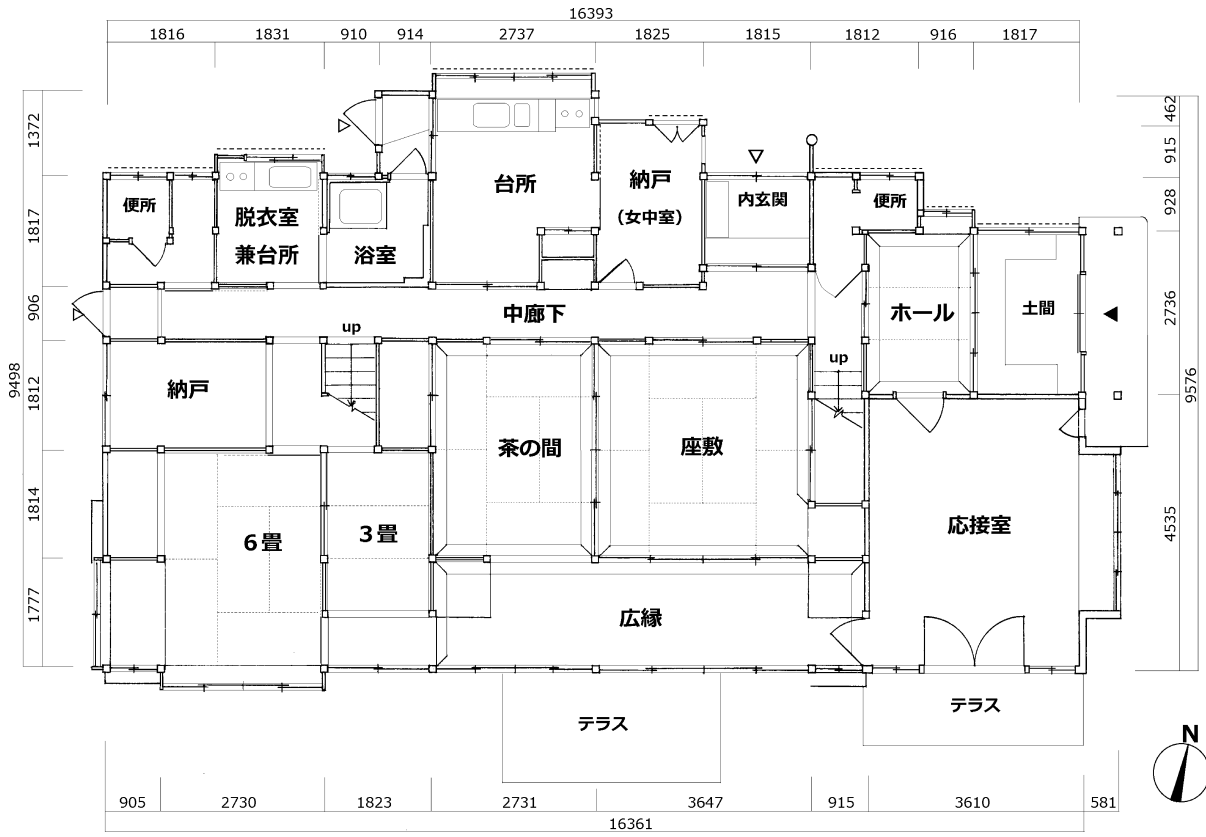


図8 1階平面図

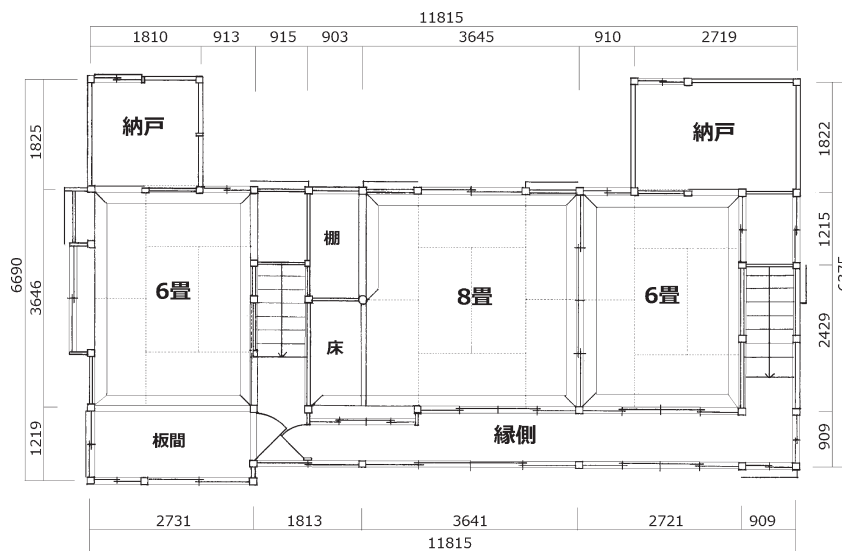


図9 2階平面図

なお、洋館部分の小屋組については、天井裏を見ることが出来なかったのが不明であるが、2階の小屋組は和小屋である(図10)。また、床面積は1階が138.01 m²、2階が54.54 m²の計192.55 m²(58.25坪)である。



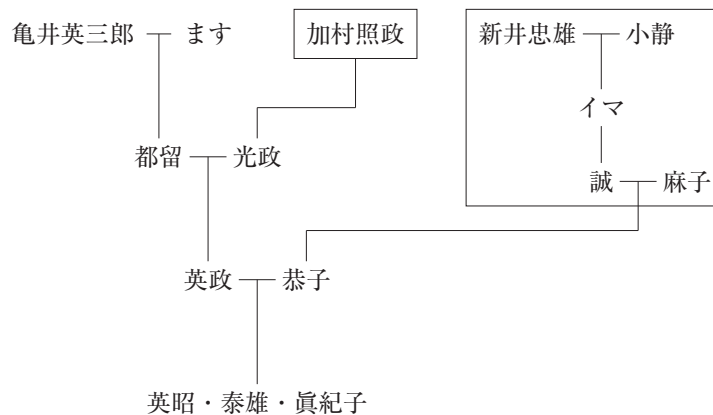
図10 小屋組(2階8畳間の天井裏)

2. 亀井泰雄氏からの聞き取り

現所有者である亀井泰雄氏(1951~)への聞き取りを調査期間中に行った。

—まず、ご自宅建築時の施主ならびに家系についてお聞きます。

この家建てたのは、祖父の光政で、曾祖父まで遡った家系は以下の通りです²⁾。



他方、母方の家系を申しますと、母^{ただこ}恭子の曾祖父は新井忠雄(1835~1891)です。彼は幕末の新選組隊士で、維新後は司法省に、そして母の父は新井誠で、日本勧業銀行に勤務しました。

—亀井家についてももう少しお話してください。

曾祖父の英三郎(1864~1913)は熊本の人で、帝国大学法科大学卒業後、法制局に奉職しました。その後、各地の県知事を務め、警視総監に就任しました。辞職後はずっと貴族院議員をしていました。祖父の光政(1882~1946)も熊本出身で、亀井家の娘婿として、英三郎の長女^{つる}都留と結婚しました。光政の旧姓は加村です。光政は沖縄県知事を務めました。父の英政(1917~2003)は、東京大学の機械学科を卒業後、陸軍航空本部にて航空機用ジェットエンジンやロケット戦闘機の開発に携わり、戦時中は、技術将校として満州に赴きました。戦後は鍋釜を製造する工場に勤めたり、バイオリン製造に携わったり、相模工業(米軍関連の業務)に勤務したりと職を転々としながら、最終的にジェットエンジンの開発実績が認められて石川島播磨重工業に勤務しました。

—では、ご自宅についてですが、建築年はいつですか。

昭和5(1930)年で、本年度の「固定資産税・都市計画税課税明細書」の記載によります。

—その明細書にはほかに何か書かれていますか。

旧番地：松原 1-129

家屋：199.17 m²

192.56 m²

とあります。家屋の床面積が2通りあるのは、数字の大きい方は主屋のほかに物置を含んでいるのだと思います。

——この地（松原）を選んだ理由はありますか。

祖父の光政は沖縄県知事を大正 15（1926）年から休職になっていたこと、その前の大正 12（1923）年に関東大震災が起こったことから、東京での新居は地盤の良いところを探していました。駒場の前田（侯爵）家と親交があったので、近隣の世田谷方面に目を向けるようになりました。地盤の良さに加えて交通の便を考慮し、敷地は 200 坪程度を考えていたようです。当時は 100 坪が 1 区画だったとのことでした。また、当地から富士山が遠望できたことも魅力の一つになったようです。

——この敷地についてご存知のことがあれば教えてください。

当初は借地で、地主は地付きの S という人でした。その当時、亀井家の本宅は小石川にあったので、こちらは別宅と考えていたのかもしれませんが。推測ですが、それには、戦前の世田谷における別荘建設の流行が影響していたとも考えていますがどうでしょうか。（下線筆者）

——その後、土地は買い取ったのですか。

土地を買ったのは平成 25（2013）年のことです。それには少々経緯がありました。地主の S の死後、彼の息子は相続税対策でこの土地を処分したかったようで、大阪のデベロッパーに底地を売却しました。このデベロッパーは借地料を約 3 倍に値上げしてきました。それはあまりに理不尽と思い、私（泰雄氏）は交渉して、東京地方裁判所の調停を経て借地料をその半額に値下げすることに成功しました。その際、土地の 55%（家屋側）を亀井家の、残り 45%（庭）を地主の所有とする調停がなされました。ただし、高齢の母の在宅介護中でもあり、また庭をミニ開発されたくなかったので、同地を 5 年間で買い戻せる特約を付けました。

——昭和 5 年新築時の家族構成は

祖父母は、3 男 3 女を儲けましたが、当初この家に誰が住んだのかはよくわかりません。

——では、泰雄氏がお生まれになった昭和 26（1951）年当時の同居者はいかがですか。

父母（英政、恭子）、長男英昭のほか、光政の子直政が居て、女中さんはお手伝いとして、週に 1、2 回来ていました。その後昭和 28（1953）年に長女眞紀子が生まれました。

——時代は少々遡りますが、戦時中の被害はありましたか。

父英政から聞きましたが、昭和 20（1945）年 5 月 25 日の夜から翌 26 日未明の東京大空襲で、B 29 爆撃機から焼夷弾が投下され、百雷の落ちるような音がしたそうです。焼夷弾は 13 発が敷地内に落下し、屋外を見ると火の玉が飛びかい、一部は建物を貫通し、戸袋にナパームが付着して赤い焰を出したので、手のひらで咄嗟に掻き落としたといいます。家から新宿方面は焼野原となりました。また、井の頭線永福町駅の車庫、留置車両はほとんど焼き尽くされました。

——戦後、大きな変化はありましたか。

終戦後の一時期、家屋は米軍（進駐軍）に接収されました。1階西側の部屋に改造の跡がありますが、その時のものだと思います。また、便所の洋式水洗化のほか浴室にシャワーが付きました。あと応接

室南側の戸袋は白ペンキ塗りですが、それも進駐軍によるものでしょうか。

—それ以外はどうですか。

父英政が石川島播磨で念願のジェットエンジンの開発に従事するようになったのは40歳頃、つまり昭和32(1957)年頃で、それ以前は生計のために、自宅を間貸しする必要がありました。そこで、進駐軍からの返還後、とある病院経営者家族と同居することになりました。この家族は4、5人だったようですが、1階の東側、つまり応接室、座敷、茶の間、内玄関から台所までを使いました。母によると、このほか2階東側の納戸を使わせたということです。しかし、この一家(病院は京王線明大前駅から西の方にあったとのこと)は経営難から、昭和35(1960)年頃だったと思いますが、夜逃げしました。

—2家族が住んだことによる改築等がありましたか。

台所を共有しなかったので、亀井家用に脱衣室に流しとガス台等を設置しました。またこの時、中廊下西端に勝手口を造ったように思います。また、1階西の6畳間の収納を2段ベッドにしました。兄の英昭はピアノを習っていて、この収納の隣りの出窓の前にオルガンを置きました。この6畳間の北側は納戸として使用しました。

—部屋の使い方はどうでしたか。

祖父光政の子直政(昭和37年没)は結核を患っていたので、ずっと同居を続け、2階西側の6畳間を使っていました。したがって、戦後家族が最も多い時で、私、父母、直政、英昭、そして眞紀子の6人でした。女中さんは通いだったので、女中室を納戸として使いました。また、母は俳句をしていたため(日本俳人協会所属山火同人)、自宅2階では年に数回句会を催していました。父母は1階西側の6畳間を寝室とし、応接室のほか隣室の8畳間(座敷)は客間を兼ねていました。父母は、長男長女であったため訪問客は多く、部屋数が多いのは重宝しました。なお、内玄関はとくに使用しなかったため、今から30~40年前に出入口を塞いで納戸にしました。

—敷地の南側に駐車場がありますが、いつ造ったのですか。

1960年代に、ガレージ(来客用を含め2台分)にするため土地を掘り下げました。その残土を庭に盛り土して、築山を造りました。

—また、敷地の北側に井戸がありますが、これはいつのものでしょうか。

創建時からのもので、当初はすべて井戸水を使っていました。井戸の深さ15m、水深は5mで、現在は世田谷区の災害対策用井戸として稼働できます。

—最近の出来事はありますか。

先ほど、敷地の庭部分を5年間で買い戻せる特約を得たことを申しましたが、天祐神助により平成30(2018)年6月19日、庭を買い戻しました。その後、庭を同年10月、世田谷区(土地開発公社)に売却しました。本年度中(令和元年)に、世田谷トラストまちづくりが委託管理する市民緑地になる予定です。世田谷区がアメリカ選手団のホストタウンとなっており、2020年オリンピック東京大会に向け、国際交流の場として本建物を活用できればと思っています。

以上の聞き取りの中で、亀井泰雄氏からの回答にあった「世田谷における別荘建設の流行」(筆者下線)について若干の説明をしておく。

渋谷・玉川間に明治40(1907)年、玉川電気鉄道が開通し、二子玉川一帯は、多摩川に面して料亭

や掛茶屋ができ、また、遊園地が造られるなど遊行地として発展した。他方で、周辺の国分寺崖線沿いには豊かな自然が残り、明治後期から昭和初期にかけて政財界人の別邸が多く建てられた³⁾。その種の別邸として、当地にあった旧小坂順造邸（瀬田，昭和13年）が保存公開され、旧清水邸書院（明治43年頃）が平成25（2013）年、区立二子玉川公園内に復原移築されている。

3. 施主の亀井光政について

亀井邸の施主である光政について補足する。以下は、『日本の歴代知事』からの引用である。

「明治十五年（一八八二）一月，加村照政の二男として熊本県に生まれ，のち警視總監亀井英三郎の養子となった。三十九年東京帝国大学法科卒業，長野県事務官，兵庫県事務官を経て，青森，鳥取，茨城各県警察部長，福島県内務部長を歴任して，沖縄県知事に就任した。その在職は十三年から十五年で，特に十四年冬から十五年夏にかけては本県の経済が破綻状況におちいり，並々ならぬ努力をした（略）」⁴⁾

引用文中にある沖縄県知事の在職13年から15年というのは大正のことで、『沖縄大百科事典』では，大正15（1926）年9月28日付で休職になっている⁵⁾。

戸籍謄本によると，亀井光政は明治15（1882）年1月14日に生まれ，終戦の翌年である昭和21（1946）年5月6日に没している。亀井英三郎との養子縁組の届出は，明治42（1909）年6月7日に，そして英三郎の長女都留との婚姻届は明治44（1911）年8月30日に出されている。

沖縄県知事休職後の亀井光政の経歴等については不明なので、『日本紳士録』における光政の記載の有無を調べてみた⁶⁾。以下に，光政の名が現れた記載内容を刊行年順にそのまま列記する。

大正7年（第22版）：亀井光政「麻布区北新門前町三●二六」（p.196）

昭和4年（第33版）：亀井光政「小石川，大塚坂下，六一●五〇」（p.248）

昭和8年（第37版）：亀井光政「渋谷区永住，一五●五〇▲青36八二六五」（p.226）

（●以下の数字は所得税，▲は電話番号）

『日本紳士録』の記載は，刊行年の1年前の情報と考えられるので⁷⁾，光政は大正6（1917）年頃までには東京にも住所を持っていたことになる。

さらに『日本紳士録』における光政の足跡から，昭和3年頃（あるいはそれ以前）に小石川区に住まいを移し，さらに自宅を建てた昭和5（1930）年以後の住所は渋谷区永住である。この記述は亀井泰雄氏からの聞き取りのように，世田谷区（松原）の方は，別宅として構えたことを裏付ける。

なお，光政の父英三郎についても補足しておく⁸⁾。英三郎は，肥後熊本藩士の三男亀井忠左衛門として熊本に生まれ，帝国大学法科大学を明治21（1888）年に卒業。明治23年法制局参事官，明治31年同局第一部長を経て，明治35年徳島県知事，37年静岡県知事，38年宮城県知事を歴任し，明治41（1908）年第二次桂内閣の警視總監，明治44（1911）年勅選貴族院議員となる。

4. 諸室について

【1階】

a. 玄関

玄関前に，入母屋造りの破風を持つ車寄せが付く。その車寄せの張り出し部を支える2本の柱頭に肘木が組まれて柱間に梁を架ける。この梁の下に水平材を渡し，両材の中央に墓股を置く（図11）。

玄関口はテラスから土台分を高くして（土台の成は105 mm）、そこに2枚の板戸と2枚のガラス戸を両側に引込む（図12）。この玄関口の両側は漆喰仕上げで、板張りの腰壁が付く（腰壁の高さ685 mm）。

玄関土間は玄関前のテラスと同様に洗出し仕上げである。壁面は漆喰仕上げで、戸口の上に、縦格子に2本の横棧を入れたガラス欄間を設ける（図13）。また北側に鉄格子付きの引違いのガラス窓が付く。土間の中央に沓脱石（幅1497 mm、奥行386 mm、高さ85 mm）を設置し、それを囲むようにコの字に踏み台（下駄箱兼用）が回る（図14）。沓脱石から踏み台までの高さは265 mmで、さらに踏み台から玄関ホールの上がり框までは140 mmの段差となる。上がり框には4枚の額入り障子が付き、玄関土間と室内を分かち。なお、土間から天井までは2528 mmで、竿縁に猿頬面を施す。

b. 玄関ホール

玄関ホールは3枚の畳敷きで、4面に長押を回す（図15）。長押までは漆喰仕上げ、その上は土壁である。北側に鉄格子付きの引違いのガラスの出窓を設け（図16）、竿縁天井までの高さは2362 mmである。

c. 応接室

応接室の床は縁甲板張りで、壁は幅木（成210 mm）の上を漆喰で仕上げる。天井高は2904 mmで格天井とする（図17）。東側に出窓を設け、引違いのガラス窓（模様入り）を入れる（図18）。その左手（北側）に小窓（鉄格子付きの模様入りガラス）が付くが、亀井泰雄氏によると、それは監視用とのこと（図19）。

南側に内開きの2枚のガラス戸、その上に横軸の回転窓が付く（図20）。このガラス戸の左右にはそれぞれ引違いのガラス窓（いずれも透明ガラス）を設ける。



図11 玄関前の梁と水平材の中央にある鬘股



図12 玄関の引分け戸



図13 引分け戸の裏側と欄間、雨戸も引分け



図14 玄関土間、踏み台がコの字に回る。



図 15 玄関ホール



図 16 玄関ホールの北側



図 17 応接室の格天井



図 18 応接室の東側



図 19 応接室の東側北寄りにある覗き窓



図 20 応接室の南側

西側の中央に暖炉（埋込み）があり（図21）、西側南寄りのドアから広縁を通じて和室へ行くことができる。暖炉は幅 928 mm、高さ 677 mm で、炉室内は茶色で表面を縦横に引っ掻いたタイルを張り、とくに床を杉綾模様とする。また、西側ならびに北側のドアの戸口回りには、波型の模様を施した棒縁が付く（図22）。

なお、洋館部分の屋根に上がり、フランス瓦を外して大きさを計ると（図23）、瓦一つの大きさは幅 240 mm、縦幅は 400 mm、厚みは 9 mm で、葺き足は 330 mm である。瓦の上部中央に釘穴が一つあるが、釘は打たれていない。

d. 座敷

座敷（8畳間）の東側には押入れと半間の略式床があり、右脇に平書院を設ける（図24）。平書院は竹の下地窓で、室内側に掛け障子を付ける（図25）。長押を回し、猿頬天井で、天井高は 2751 mm である。

南側に、4枚の額入り障子、その上の欄間には引違いの障子を2組入れる（図26）。敷鴨居の内法高は 1746 mm である。西側に4枚の襖を入れ、茶の間との境の欄間は菱型の組子とする（菱欄間、図27）。

北側の引違い戸は襖の一部に障子を嵌めた源氏襖で（図28）、その右（東）寄りの半間に丸窓を設ける。この丸窓には帆かけ舟を模した竹飾りが付き、室内側に掛け障子を付ける（図29）。



図21 応接室の西側中央にある暖炉



図22 応接室北側のドア，周辺を棒縁で飾る。

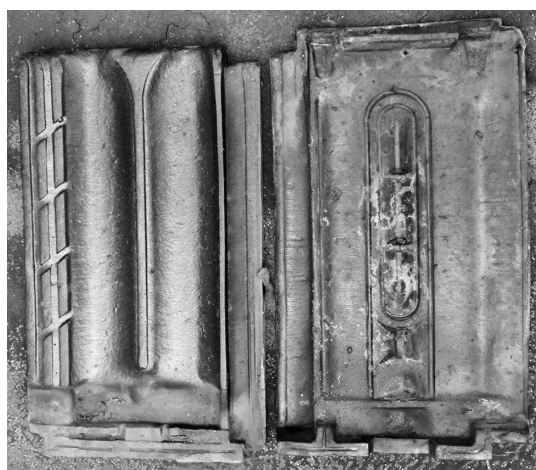


図23 洋館に使われているフランス瓦



図 24 座敷の東側，右手に略式床



図 25 略式床脇の下地窓，ここに掛障子が付く。



図 26 座敷南側

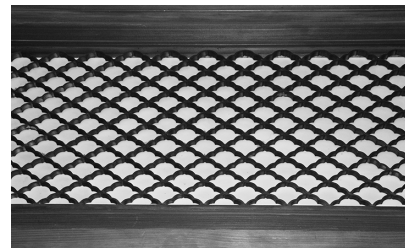


図 27 座敷と茶の間境の組子欄間（菱欄間）



図 28 座敷北側の源氏襖，明かり取り用の障子が付く。



図 29 座敷の丸窓（帆掛け舟の飾り）と源氏襖を中廊下側から見る。

e. 茶の間

茶の間（6畳間）南側の敷鴨居に2本溝が残るが建具はない。その西寄りに角を切った8角形の下地窓がある（図30）。西側の北半分（1間分）に地袋と天袋を付け、その間に仏壇を設ける（図31）。そのほか北側に2枚の襖戸がある。なお、長押を回し、天井は竿縁で、天井高は2760mmである。

f. 広縁

座敷と茶の間の南前方に、1814mm幅（1間）で、長さ4間の広縁があり、南側以外の3面に長押を回す（図32）。南側全面に引違いのガラス戸を入れ、その上に縦格子に1本の横棧を入れたガラス欄間を設け、欄間の上に丸桁（杉丸太、末口135mm）を5間に渡って架ける。また、垂木を見せる勾配天井（勾配10度）とする。

g. 6畳間

西奥の6畳間の出入口は舞良戸の引戸、漆喰壁、竿縁天井を持つが、長押はない。西側の左手（南）に引違いの出窓を設け、右手に天袋付きの収納がある（図33）。この収納の鴨居には2本溝が残る（敷居はフローリングの為確認できず）。南側に4枚の引違いの出窓を設ける。天井高は2328mmである。



図30 茶の間南側の下地窓



図31 茶の間の西側、右手中段に仏間



図32 広縁（サンルーム）



図33 西6畳間の西側

h. 納戸と3畳間

6畳間の北側の納戸は漆喰壁と竿縁天井を持つ(図34)。天井高は2351mm。階段下に隣室(3畳間)への出入口がある。3畳間の床は現在板張り、納戸と同じく漆喰壁で、竿縁天井とする(図35)。南側の鴨居に2本溝が残るが、敷居はない。天井高は2323mm。

i. 中廊下・便所(東)

玄関ホールに続き半間幅の廊下があり、この半間幅の廊下と中廊下との境にある敷鴨居に2本溝が残るが、現在建具はない(襖が入っていた記憶があるとのこと)。廊下の北側にトイレ、南に階段室を設ける。中廊下は西端の出入口まで続き、その東端の幅は内法で1262mm(芯々で1369mm)であるが、1間先から狭まり、内法で797mmとなる(芯々で909mm)(図36)。中廊下に長押はなく、壁は漆喰仕上げ、竿縁天井とする。天井高は2387mmである。

トイレは洗面所と洋式トイレに分かれ、出入口に外開きの板戸が残る。洗面所には白タイル張り(150mm角)の腰壁(高さは960mm)が回り、同じく床をタイル張りとし、腰壁から上は漆喰壁で、竿縁天井を持つ(図37)。トイレの床はタイル張りで、漆喰壁、竿縁天井を持つほか、掃き出し窓、その上に引違いのガラス窓(鉄格子付き)がある。なお、トイレの洗浄はハイタンク式である(図38)。



図34 納戸の西側



図35 3畳間の南側



図36 中廊下の西側を見る。



図37 玄関ホール脇の洗面所



図38 玄関ホール脇の便所

j. 内玄関と納戸（元女中室）

内玄関は30～40年前から玄関として使用せず、玄関口を板で閉じて納戸とする（図39）。その西隣の納戸（元女中室）は漆喰壁、竿縁天井、そして畳敷きが残る。納戸の西側に地袋と天袋の収納があり、東側の奥（北側）に小窓がある（図40）。

k. 台所

台所への出入口（南側）は引違いのガラス戸（下部は板張り）で、竿縁天井を持つ。北側に流しとガス台を設置し、西側に勝手口を取り、その境に引違いのガラス戸を設ける。天井高は2353mm。台所の天井は水色ペンキ塗りで、壁面は白ペンキ塗りである（図41、42）。

勝手口の土間の天井は傾斜し、垂木がそのまま見える。土間からの床高は440mmで、踏み台を設けて、その南側に浴室への入口（開き戸）がある。



図39 内玄関（現在は板張りして納戸として使用。写真上に下駄箱）（破線と矢印は板張りの下に残る玄関土間の上がり段の位置を示す。）



図40 納戸（元女中室、写真中央に覗き窓）



図41 台所東側（写真左手に覗き窓）



図42 台所西側

l. 浴室と脱衣室兼台所

浴室は1坪の大きさで、西隣の脱衣所との間に引戸を設ける。かつては勝手口から出て五右衛門風呂を外焚きしていたとのこと。タイル張り（110 mm角）の腰壁（高さ1400～1450 mm）の上は漆喰仕上げで、竿縁天井とし、天井は4度の勾配を持つ（図43, 44）。また、天井際に回転窓が付く。天井面までの高さは低い箇所でも2320 mmである。天井に勾配を持たせたのは、湯気水滴が留まるのを防ぐための工夫であるという。

脱衣室兼台所の北側に流しとガス台を置く（図45）。その床は板張りで、壁は漆喰仕上げ、竿縁天井とし、長押はない。また出入口の戸がない。天井高は2359 mmである。

m. 便所（西）と勝手口

中廊下の西端にもトイレがあり出入口は舞良戸で、漆喰壁、竿縁天井を持つ（図46）。トイレ内の床は白タイル張りで、掃き出し窓があり、その上にガラスの引違い窓を設ける。洗面所が付設され、ガラスの引違い窓を設ける。天井高は2375 mm。なお、便所の外側にかつての汲み取り口跡が残る。

中廊下の端に土間のある勝手口がある（図47）。開き戸でその上に半円のガラス窓を設け、竿縁天井とする。



図43 浴室



図44 浴室の勾配天井（左上に回転窓）

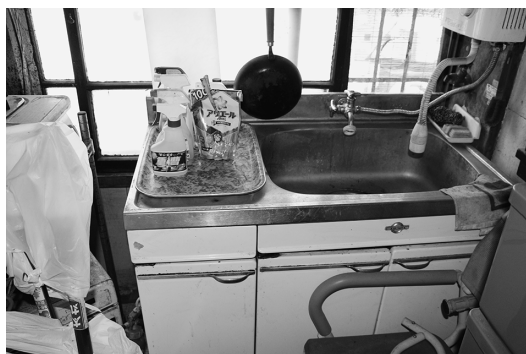


図45 脱衣室兼台所の北側



図46 西側の便所（見えてい
るのは洗面所。）



図47 中廊下西端の勝手口を
見る。

【2階】

n. 6畳間（東）

6畳間南側の4枚の障子の内の中央の2枚を額入り障子とする。長押を回し、敷鴨居の内法高は1760 mm、猿頬天井までの高さは2630 mmである。東側の北寄りに半間の押入れを、そして北側に3畳大の納戸を設ける（図48）。納戸は6畳間とは276 mmの段差で下り、その天井は傾斜して垂木を見せる。

o. 8畳間

8畳間の西側に床の間（床柱の径は147 mm）、その右手（北）に違い棚（地袋と天袋付き）を、左手（南）に書院を設ける（図49）。猿頬天井高は2629 mmで、長押を回す。南側の4枚の障子は6畳間と同じく中央2枚を額入り障子とする。東側の壁は長押まで漆喰仕上げで、その上を土壁とする。敷鴨居の内法高は1750 mmで、8畳間の隣室6畳間との境に菱欄間（1階座敷と茶の間境の欄間と同一）を入れる。

p. 縁側

縁側の天井は14度の勾配で南側に下がる（図50）。開口部には全長5間の丸桁（杉丸太、末口133 mm）が渡され、その上に縦格子に1本の横棧を入れたガラス欄間を設ける。南側の開口部は2段に分かれ（1段目は床からの内法670 mmのところ、2段目はその上の内法1047 mmのところ）、それぞれ引違い窓が入る。

なお、丸桁の元口については、2階東側の妻壁にその先端が出ているので、洋館の屋根に上り実測したところ、径は200 mmである。

q. 6畳間（西）

竿縁天井を持ち、天井高は2591 mmで長押はない（図51）。北側の納戸の床は居室より下がる（308 mm）（図52）。納戸の天井は傾斜し、垂木を見せる。この納戸には引戸が付く。6畳間西側に棚と引違い窓があり、東側に天袋付きの押入れがある。同室南の鴨居に2本溝が残るが敷居はない（図53）。その南側に板間があり、その先を出窓とする。出窓の上に丸桁が架かる（末口は118 mm）。出窓の西と南に引違いのガラス窓を入れる。この板間と6畳間の欄間に、片引きの障子窓を付ける。また、板間の東にドアがあり、縁側に通じる。



図48 2階：東6畳間の北側



図49 2階：8畳間西側の座敷飾り（右から、違い棚・床の間・付書院）



図50 2階：縁側



図51 2階：西6畳間の北側



図52 2階：西6畳間の納戸



図53 2階：西6畳間の南側

5. 痕跡ならびに改装箇所について

5-1. 痕跡

亀井邸における木部に残る痕跡箇所を図54に示す。以下、図面の番号順に、その状況と当初の姿の考察結果を表-1にまとめる。

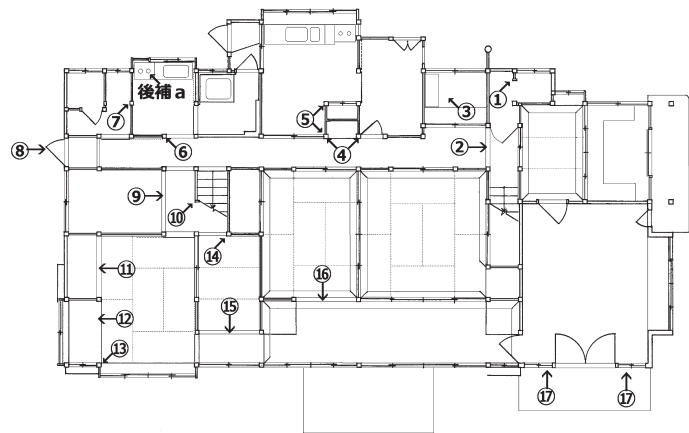
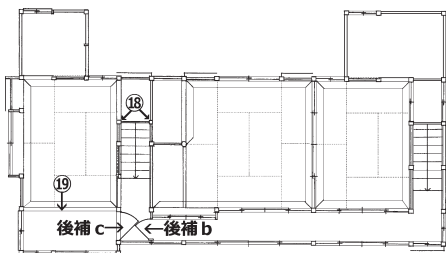


図54 痕跡・後補の箇所：1階（上），2階（左）

表-1 痕跡箇所

番 号	場所と状況	当初の姿
① (図 55)	便所の戸がない。柱に蝶番跡有り。	外開き戸
② (図 56)	中廊下の東端、敷鴨居に 2 本溝	引違いの建具（襖）
③ (図 39)	内玄関は板で覆われ、土間と上がり段が見えない。下駄箱はそのまま残る。床と下駄箱の隙間から、元の上がり段が床下に残っているのを確認。	上がり段の幅は 430 mm
④ (図 57)	中廊下に面した電話置き場、柱に被せ板有り。	土壁で閉じていた可能性がある。
⑤ (図 58, 59)	台所の収納の柱に貫穴と小舞穴	土壁で閉じていた。
⑥ (図 60)	脱衣室兼台所の出入口の戸がない。柱に蝶番跡有り。	外開き戸
⑦ (図 61)	便所の戸がない。柱に鍵の止め金具の穴有り。	開き戸
⑧ (図 62, 63, 64)	勝手口周囲の下見板に水切り板の跡、鉄格子の留め跡、土間に排水溝。	出入口ではなく、押縁下見板の仕上げで、水切りから上に窓があり、洗面所であった。
⑨ (図 65)	納戸の敷鴨居に 2 本溝	引違い戸
⑩ (図 66)	階段横の敷鴨居に 1 本溝	引戸
⑪ (図 33)	6 畳間の押入れに建具無し、鴨居に 2 本溝	引違いの襖
⑫ (図 67)	6 畳間、鴨居に 2 本溝	同所南側の戸袋裏面の壁に戸出し口があり、当初から押入れではなかった。また柱を挟んで隣り合う鴨居の高さがずれていることから（13 mm の差）、当初ここは 6 畳間に開放され、後に敷鴨居を入れて押入れにした。
⑬ (図 68)	鴨居に 2 本溝と 1 本溝	2 本溝はガラス窓用、1 本溝は雨戸用であり、当初出窓はなかった。
⑭ (図 69)	階段下の柱に蝶番跡	内開き戸
⑮ (図 70)	鴨居に 2 本溝	引違い戸
⑯ (図 71)	敷鴨居に 2 本溝	引違いの障子
⑰ (図 72)	窓枠のみが残る。ただし窓枠を止める蝶番跡は窓回りにない。	錠戸は折りたたみ戸
⑱ (図 73)	柱に貫穴と小舞穴	壁を造ると階段の上下ができなくなるので、転用材か。
⑲ (図 53)	敷鴨居跡	引違いの障子



図 55 痕跡①：便所の柱の蝶番跡（矢印）



図 56 痕跡②：敷鴨居に残る2本溝（矢印）

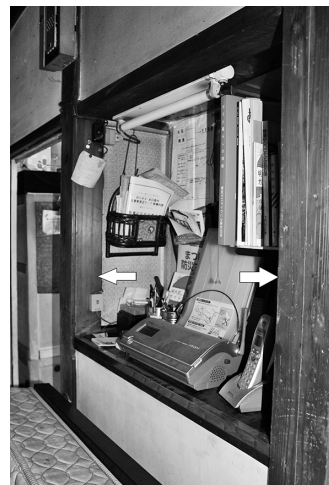


図 57 痕跡④：両端の柱面に被せ板（矢印）

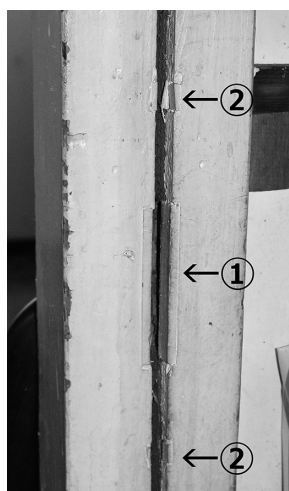


図 58 痕跡⑤：柱に貫穴①・小舞穴②



図 59 痕跡⑤：図 58 の柱間の上に漆喰壁が残る。



図 60 痕跡⑥：蝶番跡（矢印）



図 61 痕跡⑦：留め具跡（矢印）



図 62 痕跡⑧：欄間窓両側の柱に、鉄格子を止めた釘穴（矢印）



図 63 痕跡⑧：ドア両側の下見板に水切り板の跡（矢印）
押縁①～③のうち、①と③に水切りの痕跡あり。ドアの設置後、①と②を入れ替えたと思われる。



図 64 痕跡⑧：勝手口土間に排水溝（矢印）



図 65 痕跡⑨：納戸の出入口の敷鴨居に2本溝（矢印）



図 66 痕跡⑩：階段横の敷鴨居に1本溝（矢印）



図 67 痕跡⑫：6畳間西側の柱の両面に接合する鴨居の位置がずれている。（矢印）



図 68 痕跡⑬：6畳間南側に残る鴨居（2本溝①と1本溝②）



図 70 痕跡⑮：鴨居に 2 本溝 (矢印)



図 71 ⑯：敷鴨居に 2 本溝 (矢印)



図 72 痕跡⑰：引違い窓の外側に別の窓枠 (矢印) が残る。



図 69 痕跡⑭：柱に蝶番跡 (矢印)

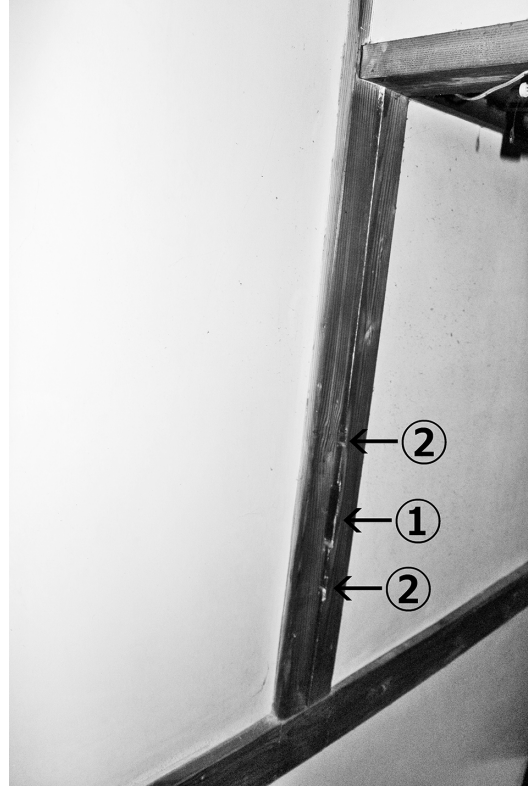


図 73 痕跡⑱：柱に貫穴①・小舞穴②

痕跡以外に、その造作の状態から明らかに後補と見なせるのは、脱衣室兼台所の北側にある換気扇を設置するために入れた板 (図 74)、2 階縁側の西端の戸 (図 75)、そして 2 階板間の板戸 (図 76) である。なお、図 72 で示した外部に取り付けられた窓枠については、亀井光政夫妻を撮った写真 (図 77①) から、その窓枠は鎧戸であった。さらに鎧戸を止める蝶番跡は窓回りにはないため、両開きではなく、折りたたみ戸であったことが分かる。



図 74 後補 a: 脱衣室兼台所
(矢印の換気扇のある箇所)



図 75 後補 b: 2階縁側西端
の戸



図 76 後補 c: 2階板間の戸
(矢印)



図 77 自宅前の亀井光政・都留夫妻: 撮影は
昭和 18 年 8 月 1 日。このとき光政 62
歳, 都留 51 歳 (①鑑戸, ②戸袋)

5-2. 改装

本文第 2 節の聞き取りにおいて、戦後の進駐軍による接収時代に台所内にペンキ塗りがなされたことに触れた。ペンキ塗りは浴室以外の家屋のあちこちに残る。まず外観においては、1 階では、応接室南側の戸口と窓、広縁南側東寄りの戸袋 (図 78)、6 畳間南側の戸袋と出窓、台所に面する勝手口の開き戸 (図 79)、浴室の開き戸、元女中室の窓に、2 階では、北側西寄りの納戸の窓を塞いだ覆い、8 畳間北側の戸袋と雨戸、東の 6 畳間北側の窓に見られる。

室内については、これまで諸室の説明の中で、漆喰仕上げという表現を用いてきた。しかし、正確には、戦後、玄関土間の壁面をはじめ、各室の壁ならびに小壁には白ペンキの上塗りがなされている。本来の土壁をそのまま残しているのは、玄関ホール、座敷の略式床 (図 25)、2 階の東の 6 畳間と 8 畳間である。亀井泰雄氏によれば、父英政は土壁による室内の暗さを嫌って自ら白ペンキを塗ったとのこと

である。したがって、進駐軍時代のペンキ塗りの範囲を正確に掴むには今後精査する必要がある。

応接室内の壁面の白ペンキが剥がれた箇所の下地は、目視ではオフホワイト (灰色がかった白) であり、これが当初の色であった可能性がある。また、図 78 の戸袋 (堅羽目板) は、図 77 (②) に写り込んだ同じ個所の戸袋 (押縁下見板) と異なるため、改築された上で白ペンキ塗りがなされたのであろう。

さらに、応接室外壁の木部はピンク系色で塗装されているが、すでにペンキが剥がれ落ち、焦げ茶色の塗装の下地が見えている (図 80)。これが創建時の木部の色だと考えられる。



図 78 広縁前の戸袋



図 79 台所の勝手口の戸



図 80 応接室南側外部の木部詳細

6. 柱径, 通し柱について

亀井邸において柱径の大きなものは、2階8畳間の床柱（径147mm）と1階座敷の床柱（132mm角）で、それ以外に4寸角（121mm）以上の柱はない。次に通し柱の箇所を推察する。上下階で柱の位置が一致しているのは15箇所あり（図81）、それらの柱径を実測したのが表-2である。

表-2 通し柱（候補を含む）

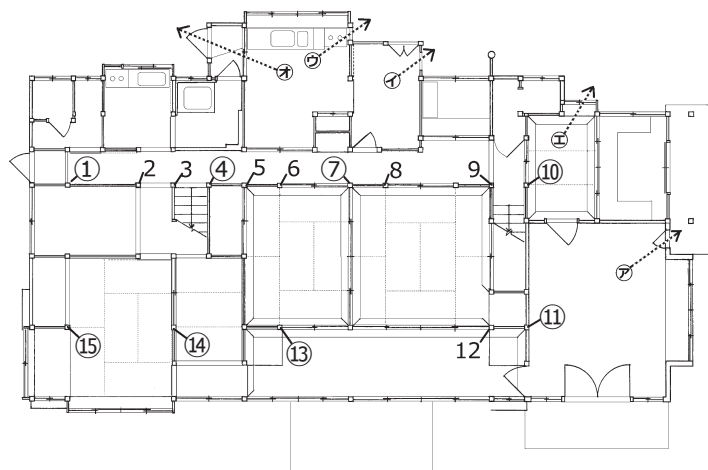


図 81 通し柱（1～15のうちの丸囲み数字のもの）の配置と覗き窓（⑦～⑩）の設置箇所

No.	柱径 (mm)	
	2階	1階
1	115	116
2	103	117
3	103	116
4	117	117 階段室の柱の為、 目視で通し柱と確認
5	109	116
6	112	117
7	115	115
8	109	115
9	108	115
10	118	117
11	115	隅柱であるが、 真壁のため実測不可
12	108	114
13	115	115
14	115	115
15	115	115

以上のうち、No. 4 の柱は階段室に位置するため、目視で通し柱と確認できる（図 82）。それ以外に、1 階と 2 階の柱径が同一と見なせるのは、表-2 の No. 1, 7, 10, 13, 14, 15 である。No. 11 の柱は真壁のため実測できないが、隅柱であることからこれを含め、最も多く見積もって 8 箇所に、径 3.8～3.9 寸（115～118 mm）の通し柱を用いていたと推察する（図 81 の丸囲み数字）。

なお、同邸において上記以外の柱径は 3.4～3.5 寸（103～106 mm）である。



図 82 階段室の通し柱（矢印）

7. 間取りの特徴と類例住宅

亀井邸の間取りにおける主な特徴を挙げると、以下の 5 点となる。

- ①大きな玄関（ホールを含む）
- ②玄関脇に洋間（応接室）を持つ和洋折衷式
- ③中廊下式
- ④広縁（サンルーム）
- ⑤ 2 間続きの居室（座敷と茶の間）

これらのうち③の中廊下式（中廊下型とも）については、以下のように位置付けられている⁹⁾。

「明治以降の近代化により、新しい社会階級としてサラリーマン階級が登場した。このサラリーマン住宅の初期の例として中廊下型住宅があり、この型は戦前の日本の都市中流住宅の一つの典型であった。その特徴は、家の中に生産の場をもたないことと、部屋間を廊下を使って行き来できるため、部屋の独立性が高まったことだった。しかし、部屋を襖で仕切る点ではそれまでと同じで、プライバシーの確立とまでは行かなかった。さらに、家父長制度の下、座敷、応接間など主人の場所、接客の場所が重視された型であった。」

これらの特徴を有する住宅例を、亀井邸とほぼ同時代の文献（昭和初期から同 10 年頃まで）から調べてみる。ここでは主婦之友社刊行の次の 2 冊を使用する。

『模範住宅二十九種 便利な家の新築集』（昭和 11 年）¹⁰⁾

『初めて家を建てる人に必要な住宅の建て方』（昭和 6 年）¹¹⁾

まず、『模範住宅二十九種 便利な家の新築集』（以下、『新築集』と略す）には、29 種のうち、上記 5 点の特徴を持つ住宅は 10 件である。なお、建築年の記載があるのは 2 件で、それぞれ昭和 8 年正月と昭和 7 年 6 月の竣工である。

次に『初めて家を建てる人に必要な住宅の建て方』（以下、『建て方』と略す）には、23 例の住宅が掲載され、亀井邸と共通する特徴を持つのは 4 件である。同書の冒頭挨拶文を紹介する。

「この度、数年来『主婦之友』誌上に発表のものを基礎とし、これに幾多の補修を施し、更に、三倍の新

原稿を加へて、一冊の完全な『住宅建築の手引書』として刊行したのが本書であります。』¹²⁾

このように上記の2冊から、亀井邸建築時の前後となる昭和初年から同10年頃までの住宅の動向の一端を知ることができる。以下、建坪、玄関、応接室、2間続きの居室、広縁について、2冊の文献別にそれぞれ表-3と4にまとめる¹³⁾。

表-3 『模範住宅二十九種 便利な家の新築集』から（ただし、各室の面積表示がない場合は、掲載図面から適宜算出している。）

事 例 No.	建 坪 (坪)	玄 関 (坪)		応接室 (洋間)	客間+茶の間	広縁 (長さ×奥行) 下段の数値は面積
		ホール含む	土 間 下段の数値は間口			
亀井邸	41.75	3.0	1.5 (1.5間)	10畳大	8畳+6畳	4間×1間 (4坪)
1 (図83, 89)	33.4	2.0	1.0 (1.5間)	8畳大	6畳+6畳	3間×1間 (3坪)
2	29.3	1.6	0.8 (5尺)	12畳大	8畳+6畳	4間×4尺 (2.7坪)
3	35	2.3	0.8 (9尺)	12畳大	8畳+6畳 (6畳は子供室)	4.5間×4尺 (3坪)
4	37.8	2.2	0.9 (1間)	4畳大	8畳+6畳	1.5間×6尺+2.5間×3尺 (2.75坪)
5	49	4.0	1.0 (1.5間)	12畳大	8畳+6畳	2間×7尺+2.5間×4尺 (4坪)
6 (図84)	44.5	3.0	1.25 (1.5間)	8畳大	8畳+6畳	4.5間×1間 (4.5坪)
7 (図87)	44.2	3.75	1.3 (1.5間)	12畳大	8畳+8畳	4.5間×1間 (4.5坪)
8	40	2.3	0.5 (1間)	10畳大	8畳+6畳	2間×7尺+1.5間×3.5尺 (3.2坪)
9 (図85, 88)	34.4	2.6	1.0 (1.5間)	8畳大	8畳+6畳	3.5間×4.5尺 (2.6坪)
10 (図86)	46.8	4.0	1.5 (1.5間)	12畳大	8畳+6畳	4.5間×3.5尺 (2.6坪)

表-4 『初めて家を建てる人に必要な住宅の建て方』から

事例	建坪 (坪)	玄関(坪)		応接室	客間+茶の間	広縁(長さ×奥行) 下段の数値は面積
		ホール含む	土間 下段の数値は間口			
1	25	1.5	0.75 (1間)	6畳大	8畳+7畳	2間×7尺+1.5間×4尺 (3.3坪)
2	40.5	2	1 (1間)	8畳大	8畳+6畳	4間×1間 (4坪)
3	30.5	1.5	0.75 (1間)	8畳大	8畳+8畳	4.5間×4尺 (3坪)
4	32.25	1.5	0.75 (1間)	6畳大	8畳+6畳	4.5間×4尺 (3坪)

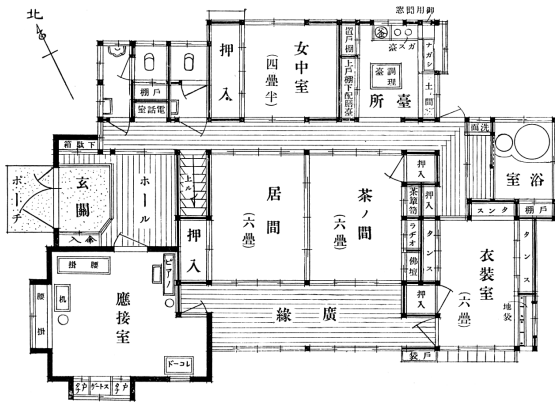


図 83 (表-3 の No. 1)

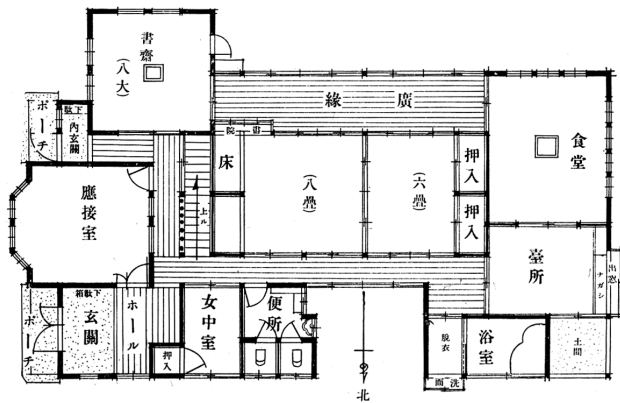


図 84 (表-3 の No. 6)

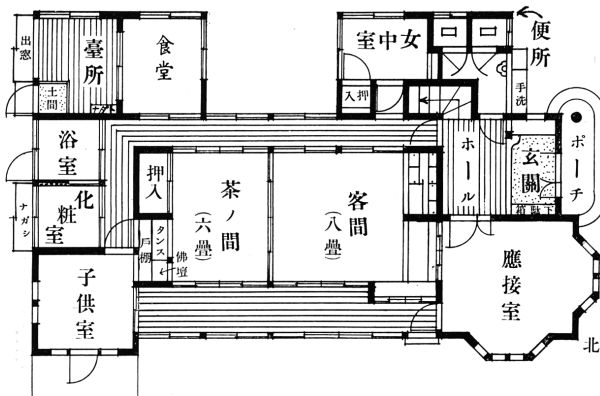


図 85 (表-3 の No. 9)

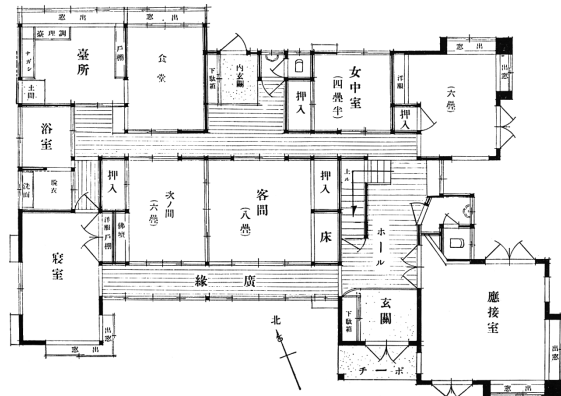


図 86 (表-3 の No. 10)



図 87 (表-3 の No. 7)



図 88 (表-3 の No. 9)

次に、表の結果に基づいて亀井邸の諸室との比較考察を行う。

8. 同時代の類例住宅との比較

8-1. 諸室について

まず、亀井邸の玄関の3坪は、表-3と4の平均値(約2.5坪)からすると大きく、玄関土間の間口1.5間は表-3に6件あり、かつ間口1.5間を超える例はない。

亀井邸の玄関ホールは3畳敷きであるが、これは表中の住宅には見出せない。ただ、『新築集』には、29件のうち畳敷きの事例が2件掲載されている。1件は「近代的な日本趣味の中流住宅」として紹介され、玄関脇の洋間の代わりに和風の茶室を設ける。もう1件は「家相本位に建てた健康向き住宅」で、主要居室はすべて畳敷きである。つまり、畳敷きのホールは存在するものの同書では少数なのである。

次に、応接室については、表-3のNo.4を除けば、8畳から12畳大で、亀井邸の10畳大は平均的な大きさである。

2間続きの居室については、8畳と6畳の組合せは、表-3と4の14件中11件と他の組合せを圧倒している。この2間続きの居室について、『新築集』からの解説を引用する。

「八畳と六畳は、一家の中心をなす部屋で、これが二部屋つくことは、どんな小さな住宅であつても、必要なことです。」(表-3のNo.6)¹⁴⁾

「客間も、茶の間も、南側のヴェランダと裏廊下に囲まれた、丁度家の中央にあります。純日本室で、客間は八畳、居間は六畳、襖によつて仕切られ、必要のときには、この二部屋をぶち抜いて一部屋として使ふことができます。」(表-3のNo.9)¹⁵⁾

亀井邸の場合も、座敷と茶の間の2室は建物の中央を占める。

そして、亀井邸の広縁4間×1間(4坪)は、表-3、表-4に表示した平均値(約3.3坪)よりも大きい。広縁について、再度『新築集』から関係する記述を引用する。

「広縁は三間に一間の板張りで、朝から晩まで日光が射し込んでゐます。寒中에서도火鉢要らずの暖かさです。」(表-3のNo.1)¹⁶⁾

「六尺幅の縁側は、サンルームの代用に使つて、重宝がられてをります。」(表-3のNo.6)¹⁷⁾

「一年を通じて、このサンルームが、一家の中心になつてゐます。」(表-3のNo.8)¹⁸⁾

亀井邸の座敷ならびに茶の間には1間幅の広縁が付き、その先にテラスがあり、居室から庭への眺望が伸びやかに広がる。

ところで、『新築集』の中に筆者にとって興味深い解説文がある。それは表-3のNo.10の住宅における浴室の工夫に関する以下の記載である

「よく、浴室の天井や壁に滴がたまつて、そのため腐蝕を来すやうなことがあります。それは、多くは天井を平に作るためです。外に向つて高く勾配をつけ、その天井際に空気脱きの回転窓を取りつけば、湯気のこもるやうなことは殆どありません。」¹⁹⁾

亀井邸の浴室の天井も、外部に向つて4度の登り勾配となり、その天井際には回転窓がある(図44)。No.10には同箇所の写真は掲載されていないが、亀井邸の浴室と似たような造りがなされていたのであろう。なお、亀井邸の浴室天井は竿縁で、天井板の羽重ね部分の下端に角度が付いているので、そこで水滴の進行が止まり落下する。

8-2. 外部意匠について

ここまで亀井邸との比較で取り上げた事例は、間取りとの類似を主眼に置いたものである。亀井邸は、その外観において入母屋造りをはじめ屋根ならびに破風の造形に独特の存在感がある。そこで、間取りで類似する事例の外観について言及しておく。

表中の事例で入母屋造りであるのは(部分的に用いているのを含む)、表-3ではNo.6,7(図87),9(図88)の3件で、表-4の事例にはない。屋根については、切妻造りが圧倒的に多い。これらの屋根の妻壁には、束あるいは横梁を意匠として見せている事例があるが(表-3のNo.1,図89)、屋根に反りは施さず、鬼瓦も用いていない。これと比較すれば、亀井邸の玄関正面側を形作る外部意匠面での特異性が顕著となる。

なお、亀井邸の玄関の引分け戸については、表-3,表-4の事例にはない。使用した『新築集』と『建て方』に記載されていたそれぞれ29件と23件の全事例中では、『新築集』に3件、『建て方』に1件の引分け戸が確認できる程度である(図90)。



図 89 (表-3のNo.1)



図 90 引分け戸の事例

なお、世田谷区において当研究室が調査した類例では、S邸（太子堂，昭和初期，図91），H邸（奥沢，昭和5，6年，図92），K邸（梅丘，昭和7年，図93）などに見られ，H邸とK邸の玄関には引分け戸が使われ（図94），K邸のホールは畳敷きである²⁰）。



図91 世田谷区太子堂のS邸



図92 世田谷区奥沢のH邸



図93 世田谷区梅丘のK邸



図94 H邸玄関の引分け戸

9. 防犯への配慮（参照，図81，㊦～㊨）

亀井邸では，応接室（図19，81㊦），納戸（元女中室，図40，81㊧），そして台所（図41，95，81㊨）の3箇所の小窓が穿たれている。それらはすべて各室の東側北寄りに設置されていて，外部からの人の出入りを監視することが出来る。応接室の小窓にのみ外部に鉄格子が付くが，その格子には捻れが入り，覗き窓としてのみならず，正面玄関側のアクセントとしての装飾的な意味を併せ持つ（図96）。

これらの小窓のほか，台所西側の引違い戸と勝手口の開き戸にも覗き窓（図81㊨）に似た工夫がなされている。引違い戸と開き戸には摺ガラスが嵌められているが，立ち目線の位置を透明ガラスにしているので，人の出入りを見通せる（図97）。このほか，玄関ホール北側の引違い窓を含めて（図81㊩），家屋北側の凹凸のある死角になりやすい箇所の監視が出来ているのである。

ところで，家屋の窓には鉄格子，錠戸あるいは雨戸が入り，防犯への対策がなされているが，応接室東側の出窓には錠戸あるいは鉄格子のあった痕跡はない。亀井泰雄氏によると，応接室内の2つのドアは施錠できるため（図98），万一押し入られても，それ以上の室内への侵入を許さない配慮をしていたからではないかという。この点については，昭和戦前の文献に「家をいくつかの部分に区別し

て、玄関に入ってもこゝから先へは入れない、台所に入ってもそこから先へはまた入れないといふやうにしておくで安心です」という、戸締りの心得を見出すことができ²¹⁾、それを実践していると言える。

防犯に関することで、亀井泰雄氏の母恭子は、姑の都留から「英三郎が警視総監時に大逆事件（明治43年）が起り、自身のみならず家族の安全を危惧して引っ越しを行った。恨みを買っていることもあり、身の安全に気を付けなさいと言われた」という。泰雄氏は、そのことを都留の夫光政とも共有し、その用心深さが覗き窓となって現れているのだと確信している。

なお、茶の間西側の押入れ内部の南側は全面壁ではなく、下方を開き戸とし隣接する3畳間に行くことができる（図99）。いざという時の抜け道を確保したかったからではないかとも考えられるが、こちらは推測の域を出ない。



図95 台所の覗き窓（写真中央）を外から見る。



図96 応接室の覗き窓を外から見る。



図97 台所から勝手口を立ち目線で見える。



図98 応接室のドアの錠前



図99 階段室下3畳間の北側：壁面の下部に開き戸（矢印）があり、茶の間に通じる。

結 論

以上の考察を通じて、亀井邸について次のようにまとめることができる。

- 亀井邸は昭和5（1930）年に建てられ、床面積は1階138.01 m²、2階54.54 m²の計192.55 m²（58.25坪）である。
- 同邸東側の外観の2階、そして1階に張り出した玄関の屋根は共に入母屋造り、その脇の洋館の屋根は急勾配の切妻造りとする。その反面、東側正面以外は、漆喰と押縁下見板での仕上げとする。この種の傾向は亀井邸と同時代の和洋折衷式住宅によく見られるが、亀井邸では、この正面玄関側の側面に片流れの屋根と起り屋根を組合せ、さらに入母屋造りの屋根の両端に軒反りを付ける。このことにより、外観は威風堂々とした独特の存在感を醸し出す。
- 間取りの上では、玄関脇の洋間、中廊下、内玄関、2つの便所、家屋の中央に南面して配した2間続きの居室、さらにその前方に幅4間に及ぶ広縁を持ち、昭和初期の住宅の傾向をよく体現している。
- 施主の亀井光政（1882～1946）は建築時に本宅を別に所有していたので、同邸は別宅という位置付けを持つ。父英三郎から続く内務官僚・政治家としての気質がこの堂々たる正面玄関の造作を生んだのかもしれない。玄関そのものの大きさ（3坪）、玄関口の引分け戸ならびに畳敷きのホールは、創建当時としては少数になりつつあったが、接客をする上での玄関の開放性ならびに畳敷きにして座して迎えるという配慮を優先したからではないだろうか。
- 諸室の大きさによって建物北側に凹凸ができ、そのため死角になりやすい箇所には多くの覗き窓が設けられた。そこには英三郎から受け継がれてきた安全を計り、防犯に努める政治家としての気質も感じられる。
- その反面、建物の南側は引違い戸と窓を多用した開放的な造りとする。さらに、広縁を設けてサンルームとすることで、居室から広縁、そしてテラスへと続き、室内と庭との一体感を大切にしていたことが分かる。
- 亀井邸は、創建以後、家族数の変化、戦後の進駐軍の接收、その後の別家族との同居時代を経るなどの歴史を重ねてきた。とくに別家族との同居は、2箇所の便所と階段室を持っていたために可能であった。それゆえに必要な最小限の改築・改装で今日に至っている。多くの壁に白ペンキが塗られているものの、創建からまもなく90年を迎えようとする住宅としての保存状況は良好である。

亀井泰雄氏は、庭を市民緑地として開放するのみならず、将来的には家屋を、日本の伝統・文化・歴史の継承の場、そして国際交流の場として公開活用したいとの抱負を持っている。昭和戦前の住宅の有する文化財的価値を踏まえた保存活用がなされることを望む。

註

引用については原則として原文のままとしたが、漢字は概ね新字体を用いた。

- 1) 「平成30年度固定資産税・都市計画税課税明細書」には、土地：349.21 m²とある。亀井邸の現所有者である亀井泰雄氏は、令和元年度に一般財団法人世田谷トラストまちづくりと「市民緑地契約書」を交わす運びとなっているので、市民緑地分を加えると、元々の敷地面積は634.92 m²となる。

- 2) ただし、英三郎の妻「ます」の戸籍上の表記は「ま~~と~~」である。
- 3) 参照：世田谷区教育委員会社会教育部管理課文化財係編集、「世田谷区文化財調査報告集 第4集 古建築緊急調査報告その2」(世田谷区教育委員会，平成7年)
旧小坂順造邸については、世田谷区教育委員会事務局生涯学習課文化財係編集、「世田谷区文化財調査報告集 第10集 古建築緊急調査報告 その5 旧小坂家住宅」(世田谷区教育委員会，平成13年)
- 4) 歴代知事編纂会編集・発行、『日本の歴代知事 第三巻(下)』，昭和57年，p.407
- 5) 沖縄大百科事典刊行事務局編集、『沖縄大百科事典 上巻』，沖縄タイムス社，1983，p.761
- 6) 交詢社編、『日本紳士録』(交詢社，第1版は明治22年から刊行)
- 7) 例えば、亀井英三郎は明治41年7月に桂内閣の警視總監に任命されている。同年刊行の『日本紳士録』には英三郎の記載はなく、翌明治42年(第13版)から登場する。
- 8) 参照：日外アソシエーツ編集・発行『明治大正人物事典 I 政治・軍事・産業篇』，2011，p.192 下中邦彦編集・発行『日本人名大事典(新撰大人名辭典)第二巻』(平凡社，4版1986年，初版1937年)
- 9) 「住宅規模の拡大と間取りの変遷」，経済企画庁編『国民生活白書(平成7年版)一戦後50年の自分史一多様で豊かな生き方を求めて』所収(大蔵省印刷局，平成7年)，p.33
- 10) 主婦之友社編輯局編、『模範住宅二十九種 便利な家の新築集』(主婦之友社，3版昭和11年，初版同年)
- 11) 主婦之友社編輯局編、『初めて家を建てる人に必要な住宅の建て方』(主婦之友社，15版昭和9年，初版昭和6年)
- 12) 『模範住宅二十九種 便利な家の新築集』(前掲書)，「この書の発行に際して」
- 13) 亀井邸の間取りにおける5つの特徴はすべて1階に関するものなので，表-3，表-4の事例の各数値は，1階において該当する各部の大きさを表示している。
- 14) 『模範住宅二十九種 便利な家の新築集』(前掲書)，pp.109-110
- 15) 同，pp.153-154
- 16) 同，p.42
- 17) 同，p.111
- 18) 同，p.151
- 19) 同，p.161
- 20) 参照，堀内正昭，『ブックレット 近代文化研究叢書13 世田谷の近代住宅一和洋折衷の多用な展開一』(昭和女子大学近代文化研究所，2018)
- 21) 「住宅ノート戸締りの心得」，『續主婦之友花嫁講座第八巻 住宅の知識』所収，昭和15年，p.310

図版出典

図1, 8, 9, 54, 81: 筆者作図

図77: 亀井泰雄氏提供

図83~90: 『模範住宅二十九種 便利な家の新築集』(前掲書)

それ以外の図版は筆者撮影

(ほりうち まさあき 環境デザイン学科教授・近代文化研究所所員教授)